

第 1 2 節 ライフラインの緊急対応

ライフラインに関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と二次災害防止対策を実施するものとする。

第 1 被害状況の報告

ライフラインに関わる事業者は、地震が発生した場合、速やかに施設整備の被害状況を調査し、被害が生じた場合には、大阪府に報告する。なお、電力、ガス、通信事業者は、生じた被害により本町域に影響を与える場合については、本町にも報告する。

第 2 各事業者における対応

- 1 本町及び大阪府は、上水道・下水道施設において、二次災害が発生する恐れがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防機関、泉大津警察署及び付近住民に通報する。
上水道については、特に、医療施設等の緊急に水を必要とする重要施設についての給水を確保する。
- 2 関西電力株式会社岸和田営業所は、感電事故、漏電火災など二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、本町及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。
- 3 大阪ガス株式会社導管事業部南部導管部は、ガスの漏洩による二次災害が発生する恐れがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、本町及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。
- 4 西日本電信電話株式会社大阪支店は、災害に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の疎通を確保するため、応急回線の作成、網措置、利用制限等の措置を講ずるとともに、非常、緊急通話又は非常、緊急電報を一般の通話又は電報に優先して取り扱うこととする。